

てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱

一．事業の目的

我が国のてんかん医療は、これまで精神科、神経内科、脳神経外科、小児科など数多くの診療科により担われてきた経緯があり、その結果、多くの地域で、どの医療機関がてんかんの専門的な診療をしているのか、患者ばかりでなく医療機関においても把握されていない状況が生まれていると言われている。また、一般の医師へのてんかん診療に関する情報提供や教育の体制は未だ整備されてはいないなど、てんかん患者が地域の専門医療に必ずしも結びついていないとの指摘もなされている。

このような現状を踏まえ、てんかん対策を行う医療機関を選定し、選定した都道府県において、てんかんの治療を専門的に行っている医療機関のうち、1か所を「てんかん診療拠点機関」（以下「拠点機関」という。）として指定し、専門的な相談支援、他の医療機関、自治体等や患者の家族との連携・調整を図るほか、治療や相談支援等に携わる関係機関の医師等に対し、てんかんについての助言・指導や地域におけるてんかんに関する普及啓発等を試行的に実施し、てんかんについての知見を集積するとともに、てんかんについての治療・研究を専門的に行っている医療機関を「てんかん診療全国拠点機関」として指定し、集積した知見の評価・検討を行うことで、てんかん診療における地域連携体制モデルの確立を行うことを目的とする。

（都道府県分）

1．実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、実施主体は事業の一部を外部に委託することができる。

2．事業の内容等

（1）てんかん診療拠点機関の選定

都道府県は、厚生労働省と協議の上、てんかんの治療を専門に行っている管内の医療機関のうち、次に掲げる要件を全て満たす医療機関1箇所を拠点機関として指定する。

- ① 一般社団法人日本てんかん学会、一般社団法人日本神経学会、公益社団法人日本精神神経学会、一般社団法人日本小児神経学会、又は一般社団法人日本脳神経学会が定める専門医が1名以上配置されていること
- ② 脳波検査やMRIが整備されているほか、発作時ビデオ脳波モニタリングによる診断が行えること
- ③ てんかんの外科治療のほか、複数の診療科による集学的治療を行えること

(2) てんかん診療拠点機関の役割

拠点機関は、てんかんに係る次に掲げる事項について適切に行うこと。
また、都道府県は、適宜、拠点機関の指導・監督を行う。

① てんかん治療医療連携協議会の設置

拠点機関は、事業の実施に際して、有識者等で構成するてんかん治療医療連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

i) 協議会の構成

協議会は、以下の構成で行う。なお、協議会の事務局は都道府県及び拠点機関とする。

- | | |
|--|-----------|
| ア てんかん治療を専門的に行っている医師 | 3名程度 |
| イ 都道府県 | 2名程度 |
| ウ 精神保健福祉センター、保健所（1箇所） | 2名（各1名）程度 |
| エ てんかん患者及びその家族 | 2名（各1名）程度 |
| ※ てんかん対策に資するものとして、必要に応じ、上記以外の者を加えても差し支えない。 | |

ii) 協議会の役割

協議会は、別紙様式1により提出された設置計画を踏まえ、拠点機関における事業計画の策定、事業の効果の検証、問題点の抽出等を行うとともに、必要に応じ、拠点機関に対し提言等を行う。

iii) 事業の効果の検証

協議会は、てんかん対策の効果を検証可能なものとなるよう、事前

に効果の指標を設定し、その指標に基づいて対策の効果を評価するものとする。なお、指標の評価に当たっては、少なくとも次の事項を含めること。

- ア 拠点機関における相談件数（相談者の属性・相談内容・相談方法別（訪問・電話・メール等））
- イ 相談後の対応方法（相談のみ、医療機関につないだ等）
- ウ 患者属性（性・年齢別、発作型分類、外来・入院別、初発年齢等）
- エ 受診後の患者への対応方法（外来での内服コントロール、入院での内服調整、外科治療等）
- オ 治療期間（治療終了、治療中、治療中断別）
- カ その他必要な事項

② てんかん診療拠点機関の業務

拠点機関は、協議会において策定された事業計画や提言等を踏まえ、主に以下に掲げる業務について実施する。

- i) てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援及び治療
- ii) 管内の医療機関等への助言・指導
- iii) 関係機関（精神保健福祉センター、管内の医療機関、保健所、市町村、福祉事務所、公共職業安定所等）との連携・調整
- iv) 医療従事者、関係機関職員、てんかん患者及びその家族等に対する研修の実施
- v) てんかん患者及びその家族、地域住民等への普及啓発
- vi) 協議会の運営
- vii) 協議会で定める指標に必要な数値等の集計・整理
- viii) その他てんかん対策に必要な事項

③ てんかん診療支援コーディネーターの配置

拠点機関は、上記②に掲げる業務を適切に行うため、てんかん診療支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置する。なお、コーディネーターは、当該拠点機関に従事する者であって、以下の要件を備えている者であること。

- ・ 精神障害者福祉に理解と熱意を有すること。
- ・ てんかん患者及びその家族に対し、相談援助を適切に実施する能力を有すること。
- ・ 医療・福祉に関する国家資格を有すること。

また、コーディネーターは、主に上記②のiii)の業務を担うものとする。

④ 全国拠点機関との連携

拠点機関は、国が別に指定する全国拠点機関と密接に連携を図り、情報を共有するとともに、全国拠点機関の求めに応じ、協力を努めること。

(3) 設置計画、事業実績報告

都道府県は、設置計画及び事業実績報告について、次のとおり行うこと。

① 設置計画

都道府県は、拠点機関の設置計画について、別紙様式1により、別に定める期日までに提出する。

② 事業実績報告

都道府県は、協議会での拠点機関の事業実施状況の検証結果を踏まえ、事業実績報告として別紙様式2を作成し、検証に用いたデータ等を添付して事業実施年度の3月末までに提出する。

③ 設置計画、事業実績報告の審査

設置計画、事業実績報告については、国が設置する本事業評価機関で審査するものとし、都道府県においては、評価機関に対する説明を行うものとする。

3. 国の助成

都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づき、毎年度予算の範囲内で、国庫補助を行うことができるものとする。

(民間団体分)

1. 補助対象事業

実施要綱に定める事業を実施する団体を、別に定める公募要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす団体のうち、厚生労働省が設置する評価委員会による審査を経て採択されたものに対し、補助するものとする。

2. 実施主体

公募により選定した民間団体とする。

3. 事業の内容等

(1) てんかん診療全国拠点機関の役割

実施主体となる民間団体（以下「全国拠点機関」）は、てんかん治療に関する統括機関として、てんかん診療拠点機関の総括及びてんかん対策に係る次に掲げる事項について適切に行うこと。なお、全国拠点機関は、次に掲げる要件を全て満たす機関であること。

① 全国てんかん対策連絡協議会の設置

全国拠点機関は、事業の実施に際して、有識者等で構成する全国てんかん対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

i) 協議会の構成

協議会は、以下の構成で行う。なお、協議会の事務局は全国拠点機関とする。

- | | |
|----------------------|-----------|
| ア てんかん治療を専門的に行っている医師 | 3名程度 |
| イ てんかん診療拠点機関 | 8名（各1名）程度 |
| ウ 厚生労働省職員 | 3名程度 |

※ てんかん対策に資するものとして、必要に応じ、上記以外の者を加えても差し支えない。

ii) 協議会の役割

協議会は、全国拠点機関における事業計画の策定や、全国拠点機関及び拠点機関の報告を受け、事業の効果の検証、問題点の抽出等を行うとともに、必要に応じ、全国拠点機関及び拠点機関に対して提言等を行う。

② 全国拠点機関の業務

全国拠点機関は、協議会において策定された事業計画や提言等を踏まえ、主に次に掲げる業務について実施する。

- i) てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援及び治療
- ii) 拠点機関等への助言・指導及び連携・調整
- iii) てんかん診療支援コーディネーター等に対する研修の実施
- iv) てんかんに関する普及啓発

- v) 拠点機関で集積したデータに基づく分析・評価
- vi) てんかん診療に係る地域連携モデルの研究・開発
- vii) てんかん患者及びその家族への支援体制モデルの研究・開発
- viii) 協議会の運営
- ix) その他てんかん対策に必要な事項

③ てんかん診療拠点機関との連携

全国拠点機関は、拠点機関と密接に連携を図り、情報を共有するとともに、必要に応じ、拠点機関への助言・指導を適切に行うこと。

(2) 設置計画、事業実績報告

全国拠点機関は、設置計画及び事業実績報告について、次のとおり行うこと。

① 設置計画

全国拠点機関は、拠点機関の設置計画について、別紙様式1により、別に定める期日までに提出する。

② 事業実績報告

全国拠点機関は、協議会での全国拠点機関の事業実施状況の検証結果を踏まえ、事業実績報告として別紙様式2を作成し、検証に用いたデータ等を添付して事業実施年度の3月末までに提出する。

③ 最終報告

事業完了年度については、上記と併せて最終報告を別紙様式3により作成し、当該事業の総括的な検証に基づいた報告書及び根拠となるデータ等を添付して提出する。

④ 設置計画、事業実績報告の審査

設置計画、事業実績報告については、国が設置する本事業評価機関で審査するものとし、全国拠点機関においては、評価機関に対する説明を行うものとする。

4. 国の助成

国は全国拠点機関が事業の実施のために支弁した費用について、別に定めるところによりそれぞれ補助するものとする。

また、全国拠点機関は、国の補助を受けようとするときは、別に定めるところにより、予め国に協議するものである。

二. 秘密の保持

本事業に携わる者（当該業務から離れた者も含む。）は、てんかん患者及びその家族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。

三. その他

この要綱は、平成28年9月2日から施行する。